

受水槽に直結する給水設備の
共同住宅に係る各戸検針実施規約

令和3年10月6日

横浜市水道局

目 次

第 1 条	趣 旨	1 頁
第 2 条	定 義	〃
第 3 条	申請者の資格	〃
第 4 条	申請手続	〃
第 5 条	適用基準	2 頁
第 6 条	受水槽に直結する給水設備	〃
第 7 条	各戸メーターの確認	〃
第 8 条	工事代理人の選出	〃
第 9 条	連絡責任者の選出	〃
第 10 条	共同住宅の使用者名簿の提出	〃
第 11 条	施錠装置付共同住宅	3 頁
第 12 条	メーターの有効期間満了に伴う各戸メーターの設置等	〃
第 13 条	申請者の届出義務	〃
第 13 条の 2	受水槽等の洗浄	〃
第 13 条の 3	受水槽等の洗浄水量料金の取扱い	4 頁
第 14 条	各戸検針による給水の取扱い	〃
第 15 条	権利義務の承継	〃
第 16 条	各戸メーター等の維持管理	〃
第 17 条	完了検査及び回答	5 頁
第 18 条	各戸検針の中止等	〃
第 19 条	集中検針の適用	〃
第 20 条	集中検針の定義	〃
第 20 条の 2	既設集中検針装置の使用期間	〃
第 20 条の 3	集中検針中止に伴うメーター取替	6 頁
第 20 条の 4	既設集中検針装置の撤去	〃
第 20 条の 5	集中検針の取扱い	〃
第 21 条	その他	〃
別 表 1	各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針	7 頁
第 1	各戸メーター	〃
第 2	集中検針装置	8 頁
第 3	その他	〃

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約

(趣旨)

第1条 この規約は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 横浜市水道事業管理者をいう。
- (2) 申請者 各戸検針を受けるための申請（以下「申請」という。）を行う者をいう。
- (3) 第1号様式～第18号様式 要綱で定めた申請手続等に使用する様式をいう。
- (4) 共同住宅 建物の使用目的が主として継続的に日常生活を営むためのものであって、各戸の給水設備がそれぞれ独立したものである共同住宅（受水槽に直結する給水設備が設置されているものに限る。）をいう。
- (5) 各戸メーター 水道メーターのうち、受水槽に直結する給水設備に設置されるメーターをいう。
- (6) 各戸検針 個々の居住者からの給水申込みを受け、各戸メーターの指針を直接読み取ることによる検針及び水道料金の徴収等を行うことをいう。
- (7) 集中検針 各戸検針において、共同住宅の1棟又は同一敷地内の複数の共同住宅に設置している各戸メーターの計量値を、1箇所の集中検針盤で検針する方式をいう。

(申請者の資格)

第3条 申請者は次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 当該共同住宅の所有者又は建築主
- (2) 当該共同住宅の管理組合の代表者
- (3) その他、当該共同住宅の各戸検針を申し込む正当な資格を有する者

(申請手続)

第4条 各戸検針を受けようとするときは、第1号様式により管理者に申請しなければならない。

2 申請には、次に掲げる書類のうち、管理者が必要と認めるものを添付し、当該共同住宅が所在する区域を所管する給水サービス部水道事務所（以下「水道事務所」という。）に提出しなければならない。

- (1) 配管系統図 平面図（別図第1）及び立面図（別図第2）
- (2) メーター部分拡大図（別図第3及び別図第4）
- (3) 集中検針用メーター配線図（別図第5）

(適用基準)

第5条 管理者は、申請を受けた場合、申込時に次項に規定する基準に適合することの確認を行うものとする。

2 適用の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 申請に係る建物の使用目的が主として継続的に日常生活を営むためのものであること。
- (2) 各戸の給水設備が各戸ごとに独立していること。
- (3) 受水槽に直結する給水設備が管理者の指定する各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針(別表)(以下「設備指針」という。)及び横浜市水道局給水装置工事設計・施行指針の基準を満たしていること。

第6条 削除

(各戸メーターの確認)

第7条 共同住宅の各戸メーターについては、設備指針に規定する型式のものでなければならない。

2 申請者は、設置する各戸メーターが前項に規定する型式に適合することを証明するため、水道事務所に第3号様式を提出するものとする。

(工事代理人の選出)

第8条 申請者は、受水槽に直結する給水設備の設置工事及び各戸メーターの設置工事に係る手続を処理するため、工事代理人を選定し、第4号様式により管理者に届け出なければならない。

2 工事代理人は、各戸メーターの設置工事に關し、第4条に定めた申請書に添付した図面に変更が生じる場合は、事前に管理者と協議するものとする。

3 申請者は、第1項に定める工事代理人を変更する場合は、速やかに第4号様式により管理者に届け出なければならない。

4 申請者は、管理者が工事代理人を不適當であると認めたときは、適當な者に変更しなければならない。

(連絡責任者の選出)

第9条 申請者は、各戸検針に係る手続を処理するため、当該共同住宅における各戸メーターの使用開始までに、連絡責任者を選定し、第5号様式により管理者に届け出なければならない。

2 連絡責任者は、申請者に代わり管理者との事務の取次ぎを行うものとする。

3 申請者は、連絡責任者に変更があった場合は、速やかに第5号様式により管理者に届け出なければならない。

4 申請者は、管理者が連絡責任者を不適當であると認めたときは、適當な者に変更しなければならない。

(共同住宅の使用者名簿の提出)

第10条 申請者は、各戸メーターの使用開始時までに、申請に係る共同住宅において各戸検針により給水を受ける者又は受ける予定の者の氏名及び家屋番号等を、第6号様式により管理者に届け出なければならない。

(施錠装置付共同住宅)

第11条 申請者は、各戸検針を受けようとする共同住宅が、当該共同住宅の内部と外部が、施錠装置が付いた扉等で仕切られているものである場合は、各戸検針の円滑な運用のため、当該施錠装置の解除方法を、第7号様式により管理者に届け出なければならない。

2 申請者は、前項の規定により管理者に届け出た解除方法を変更する場合は、速やかに第7号様式により管理者に変更後の解除方法を届け出なければならない。

(水道メーターの有効期間満了に伴う各戸メーターの設置等)

第12条 水道メーターの有効期間満了その他の事由による各戸メーターの取替えについては、管理者が各戸メーターを設置するものとする。ただし、水道メーターの有効期間満了その他の事由による各戸メーターの取替えのとき、給水設備の水道管が老朽化し、各戸メーターの取替えに支障がある場合の当該老朽水道管は、申請者の負担で取り替えるものとする。

2 前項の規定により、管理者が各戸メーターを取り替える場合は、申請者は、第8号様式により各戸メーターを管理者に無償で譲渡するものとする。

(申請者の届出義務)

第13条 申請者は、次の第1号から第4号のいずれかに該当する場合は第9号様式、第5号に該当する場合は第10号様式及び第6号に該当する場合は第12号様式により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 受水槽に直結する給水設備の新設工事並びに次に掲げる受水槽に直結する給水設備の増設、改造及び撤去並びに更生工事を施工しようとするとき。

- ア 各戸メーターの数の変更
- イ 各戸メーターの口径の変更
- ウ 各戸メーターの取外し及び再設置
- エ その他更生工事

(2) 消火栓を消火演習に使用するとき。

(3) 消火栓を消火に使用したとき。

(4) 受水槽及び当該受水槽に直結する給水設備（以下「受水槽等」という。）の清掃をするとき。

(5) 各戸検針の申込みを取り消し、又は既の実施している各戸検針を中止するとき。

(6) 受水槽等の清掃が終了したとき。

(受水槽等の洗浄)

第13条の2 受水槽等を洗浄する際については、申請者又は当該受水槽等の洗浄を行う事業者が管理する水道メーター（以下「管理水道メーターという。」）を通過した水道水を使用するものとする。ただし、当該受水槽の付近に管理水道メーターが設置された共用止水栓等がない等の事情により、管理水道メーターを通過した水道水の使用が不可能な場合にあつては、この限りでない。

2 前項本文の場合においては清掃前の受水槽に貯水されていた水道水のうち各戸メーターを通過することなく排出した水量（以下「清掃前排出水量」という。）を、前項ただし書の場合においては受水槽等の洗浄に使用した水道水の水量及び清掃前排出水量（以下「合計水量」という。）を第12号様式により管理者に申告しなければならない。

3 清掃前排出水量及び受水槽等の清掃時の汚水の排出量については、環境創造局が規定する様式を用いて申告しなければならない。

（受水槽等の洗浄水量料金の取扱い）

第13条の3 受水槽等の清掃に関して第12号様式による申告があった場合について、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第31条第2項に基づき管理者が定める料金は、当該申告があった受水槽等に係る清掃前排出水量又は合計水量（以下「合計水量等」という。）につき、次の表に掲げる基本料金の額と従量料金との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）							
	合計水量等8立方メートルまでの分	合計水量等8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	合計水量等10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	合計水量等20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	合計水量等30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	合計水量等50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	合計水量等100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	合計水量等300立方メートルを超える分
425円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円

（各戸検針による給水の取扱い）

第14条 各戸検針による給水の取扱いについては、共同住宅に居住する個々の居住者（以下「居住者」という。）を給水の対象とみなし、水道法（昭和32年法律第177号）及び条例その他法令の規定による給水装置から直接受ける給水の取扱いの例によることとする。

（権利義務の承継）

第15条 申請者は、申請の後において申請者としての資格を失った場合は、新たに第3条に掲げる申請資格を持った者に申請及び各戸検針の実施における権利義務を承継させなければならない。

2 前項の規定により権利義務を承継した申請者は、第11号様式により管理者に届け出なければならない。

（各戸メーター等の維持管理）

第16条 受水槽に直結する給水設備の維持管理及び水質の保持については、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者はその責めを負わないものとする。

2 申請者は、各戸メーターを亡失し、又はき損することのないように保管するものとする。ただし、各戸メーターの修理等の維持管理は管理者が行う。

3 管理者は、管理者が行う各戸メーターの取替え等による各戸メーターの設置により、受水槽に直結する給水設備の管理についての新たな責めを負わないものとする。

(完了検査及び回答)

第17条 管理者は、第5条の審査の基準及び次の要件を満たしている場合、給水装置及び受水槽に直結する給水設備の完了検査を行う。

- (1) 給水装置工事が完了していること。
- (2) 申請に係る共同住宅の水道利用加入金が納入済であること。
- (3) 新たに設置した受水槽等の洗浄水として使用した水量を第12号様式により管理者に申告し、その水道料金が納入済であること。

2 管理者は、前項の完了検査に合格した場合には、各戸検針を行うことを第2号様式により回答する。

3 各戸検針の実施日については、協議して定めるものとする。

(各戸検針の中止等)

第18条 管理者は、申請者がこの規約の規定に従わない場合は、各戸検針の開始を拒否し、又は各戸検針を中止することができる。

2 管理者は、前項の規定により各戸検針の開始を拒否し、又は各戸検針を中止した場合は、管理者が設置した各戸メーターに限り撤去するものとする。

3 第1項の規定により管理者が各戸検針の開始を拒否し、又は各戸検針を中止とした場合、申請者は速やかに給水装置工事を施行し、給水装置に水道メーターを設置するとともに居住者に対し、その旨の説明を行うものとする。

4 前項の規定により給水装置に水道メーターを設置する場合の費用は、申請者の負担とする。

(集中検針の適用)

第19条 集中検針方式は、申請者から集中検針の要望がある場合に限り、第17号様式により協定を締結することを条件に適用するものとする。

2 前項の規定により協定を締結して設置した集中検針装置の維持管理及び更新・改良については、すべて申請者の費用負担で行うものとする。

(集中検針の定義)

第20条 この規約において、集中検針に関する用語の意義は当該各号による。

- (1) 集中検針用メーター 集中検針を行う際に使用する各戸メーター
- (2) 集中検針装置 集中検針を行うための装置で、集中検針用メーター、集中検針盤及び配線等で構成されるすべてのもの
- (3) 既設集中検針装置 従前の規約の規定により管理者に譲渡された集中検針装置

(既設集中検針装置の使用期間)

第20条の2 原則として、既設集中検針装置の使用期間は、設置後16年までとする。

(集中検針中止に伴うメーター取替)

第20条の3 既設集中検針装置の故障や使用期間満了等により、集中検針を中止する場合には、水道メーターの有効期間満了による集中検針用メーター取替時に管理者が普通型メーター（各戸メーターのうち集中検針用メーターでないものをいう。）を設置する。

(既設集中検針装置の撤去)

第20条の4 第20条の2に定めた使用期間を満了した既設集中検針装置は、管理者が撤去する。ただし、建物躯体内に配線されたケーブル及び中継設備については、残置することができるものとする。

(集中検針の取扱い)

第20条の5 申請者が既設集中検針装置の使用期間経過後についても、集中検針を希望する場合には、使用期間が満了する前までに集中検針装置の維持管理及びメーター更新に係る費用の負担等について新たに第17号様式により管理者と協定を締結することを条件に実施する。

(集中検針装置の管理責任者)

第20条の6 集中検針装置の管理責任者の届出は、集中検針装置管理責任者選定（変更）届（第18号様式）により、行うものとする。

(その他)

第21条 この規約に変更の必要が生じた場合は、管理者は、申請者に予告することなく変更することができる。この場合において、管理者は、この規約を変更した場合は、速やかに変更内容を申請者に通知するものとする。

2 この規約の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規約実施の際、現に各戸検針申請の手続過程にあるものについては、なお、従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規約実施の際、現に各戸検針申請の手続過程にあるものについては、なお、従前の例による。

附 則

1 この規約は、令和3年10月6日から実施する。

(経過措置)

2 この規約の実施の日前にこの規約の改正前の第13条第4号に規定する届出がされた受水槽の清掃については、なお従前の例による。

別表

各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針

第1 各戸メーター

1 各戸メーターの型式等

各戸メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に定められた検定に合格後3ヶ月以内の乾式デジタルメーター又は集中検針用メーターであって、次の型式のものでなければならない。

口径	全長	ネジ外径	ネジ山	適用
13ミリメートル	165+0.2	25.80 +0 -0.3	14山/25.4	
20ミリメートル	190+0.2	33.0 +0 -0.3	14山/25.4	
25ミリメートル	225+0.2	38.85 +0 -0.3	14山/25.4	
40ミリメートル	245+0.2	55.55 +0 -0.3	11山/25.4	
50ミリメートル	560+0.2	ボルト径16、本数8 長さ60~65		フランジ接合

口径75ミリメートル以上のメーターについては、管理者が定める型式とする。

2 各戸メーターの設置位置

- (1) 床面から各戸メーター上面までの間が1,100ミリメートル以下であること。
- (2) 各戸メーターは、メーター室に設置すること。
- (3) 各戸メーターは、当該各戸メーターのメーター室の扉に並行して設置すること。
- (4) 各戸メーターは水平に設置すること。
- (5) 1のメーター室内に2以上の各戸メーターを設置する場合は、全階の各戸メーターの並び順を統一し、メーター設置器又は補助止水栓に各戸ごとの識別表を付けること。

3 メーター室の設置場所

メーター室は、共用通路に面したところで、常時容易に検針でき、かつ、維持管理上支障のない場所に設置しなければならない。

4 メーター室の大きさ

メーター室の大きさは、次に掲げる基準以上のものとする。

(単位 ミリメートル)

メーター口径	有効幅	奥行	扉の幅	扉の高さ
13	560	300	400	600
20	620	300	470	600
25	700	300	510	600

5 メーター前後の配管

- (1) 原則各階各戸にメーターを設置する場合は、メーター設置器及びメーター設置器用自在継手とする。ただし、メーター設置器及びメーター設置器用自在継手が使用不可能な場合又はメーター口径が40ミリメートル若しくは50ミリメートルの場合は、その都度協議して決定する。
- (2) メーター設置器が使用不可能な場合で、各階各戸にメーターを設置するときは、メーター下流側に逆支弁を設置する。

6 メーター室の構造

メーター室内の底面は、外部に水はけができ住居内に浸水しない構造とする。

7 共用設備に係る各戸メーター

集中給湯機等共用で使用する受水槽に直結する給水設備については、各戸メーターを設置する。

8 止水栓等の設置

主要な立管等には、立上り部の近くに、維持管理上必要な系統別バルブを設置するものとする。

第2 集中検針装置

1 集中検針装置の方式

集中検針装置は、集中検針用メーター及び集中検針盤をケーブル等をつないで組み合わせたものであり計量法に認定された信号方式に基づいて検定を行った特定計量器であること。またメーターと検針盤が対応していることを証明する認定ラベルの貼付されているものとする。

2 集中検針用メーターの型式

集中検針用メーターは、エンコーダー式リモートメーター（3線式、5線式）又は電子式水道メーター（8ビット）であって、本指針第1の1各戸メーターの型式等に適合するものであること。

3 伝送線等に使用するケーブルの仕様

設置する集中検針装置の仕様に定められた適切なものを使用すること。

4 集中検針用メーターとのケーブル接続

集中検針用メーターに付属するケーブルと伝送線との結線はメーター室内で、容易かつ確実に行うことができるものであること。

5 集中検針盤

(1) 型式

集中検針盤は、各戸に設置した集中検針用メーターの計量値の読み取りが確実に行えるものであること。

(2) 取付場所

集中検針盤の取付場所は、原則として1階玄関ホールとし、次の要件を満たしている場所であること。

ア 容易に検針ができること。

イ 安全であること。

ウ 雨がかからないこと。

エ 液晶表示が読み取れる明るさがあること。

(3) 設置位置

集中検針盤の設置位置は、床面から集中検針盤の上面までの間が1,600ミリメートル以上1,700ミリメートル以下であること。

(4) 設置構造

設置する集中検針装置の仕様に定められた適切な設置構造であること。

(5) 電源

設置する集中検針装置の仕様に定められた適切な電源を使用すること。

6 集中検針装置の維持管理基準

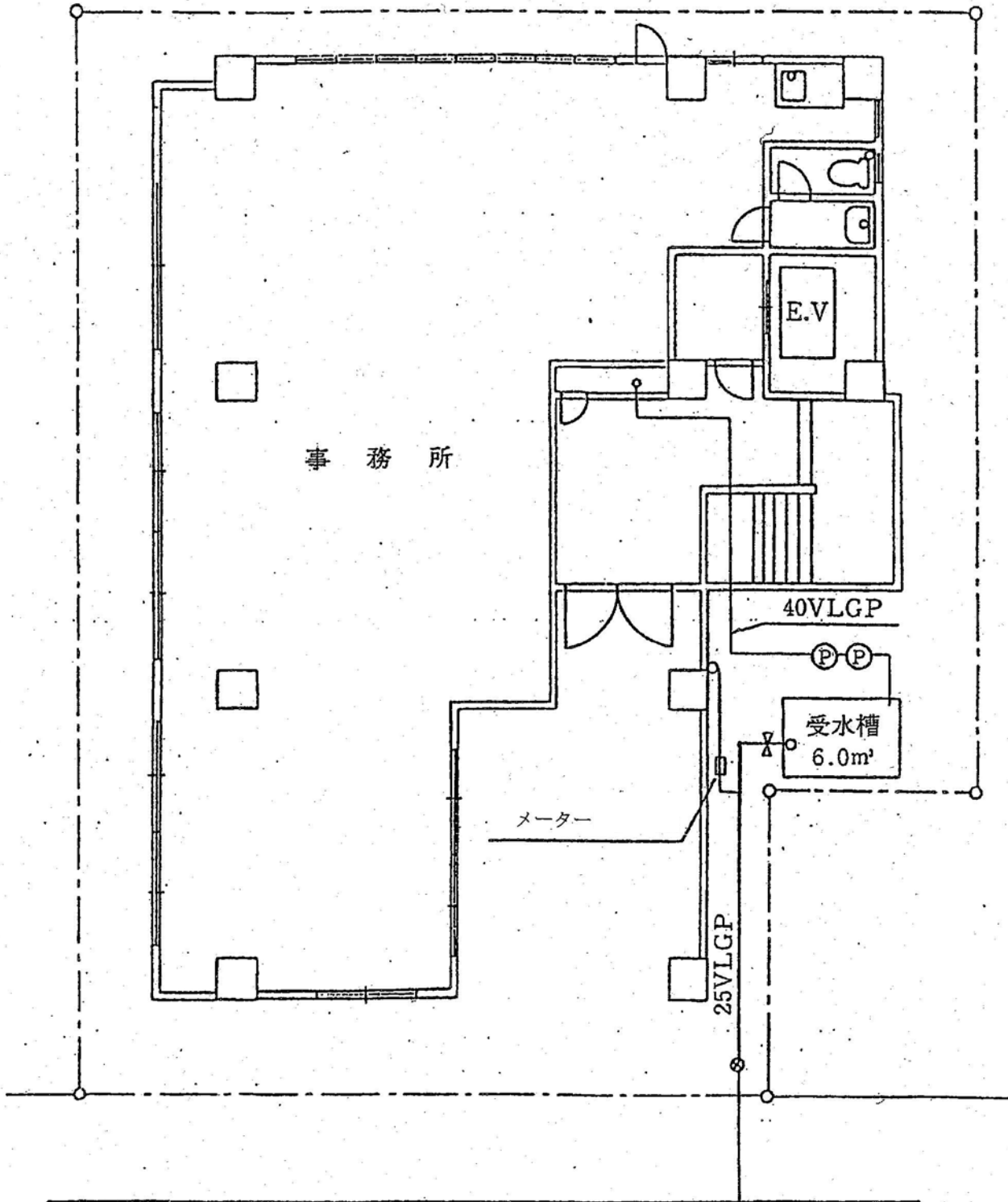
保守点検及び清掃・・・・・・・・・・1回/年

第3 その他

受水槽に直結する給水設備の設計及び施行に関しては、この指針によるもののほか、管理者が発行する給水装置工事設計・施行指針を準用する。

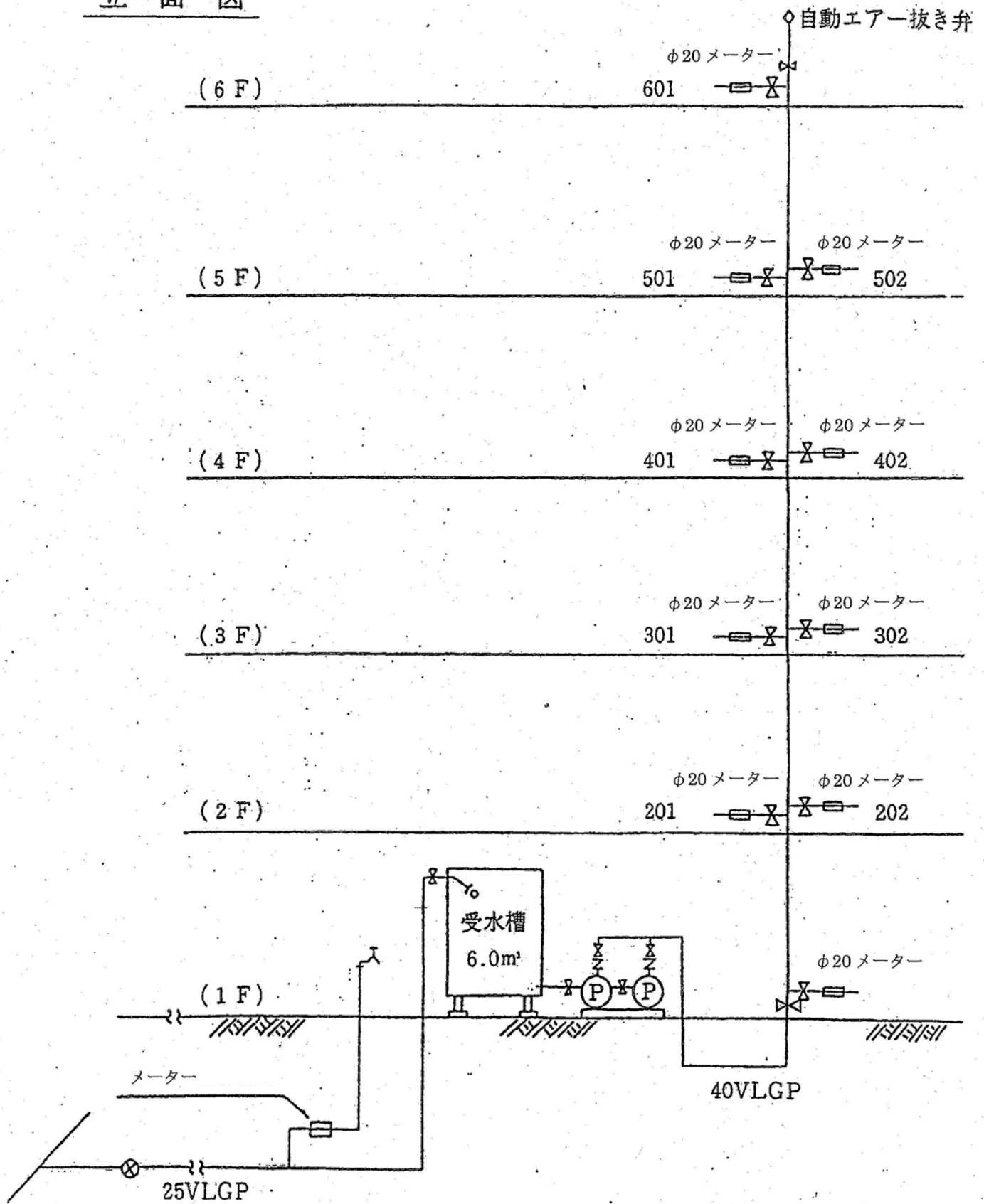
別図第 1

平面図



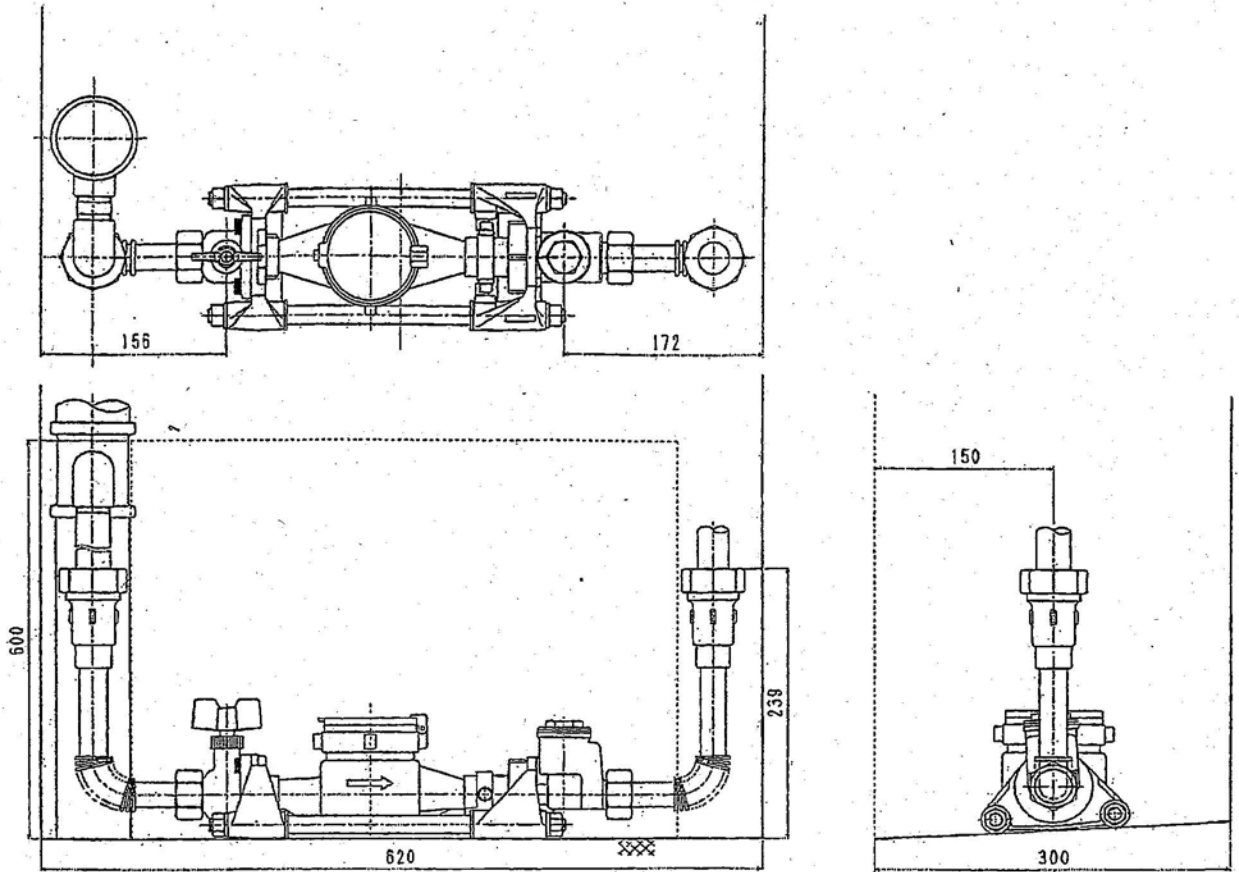
別図第 2

立面図

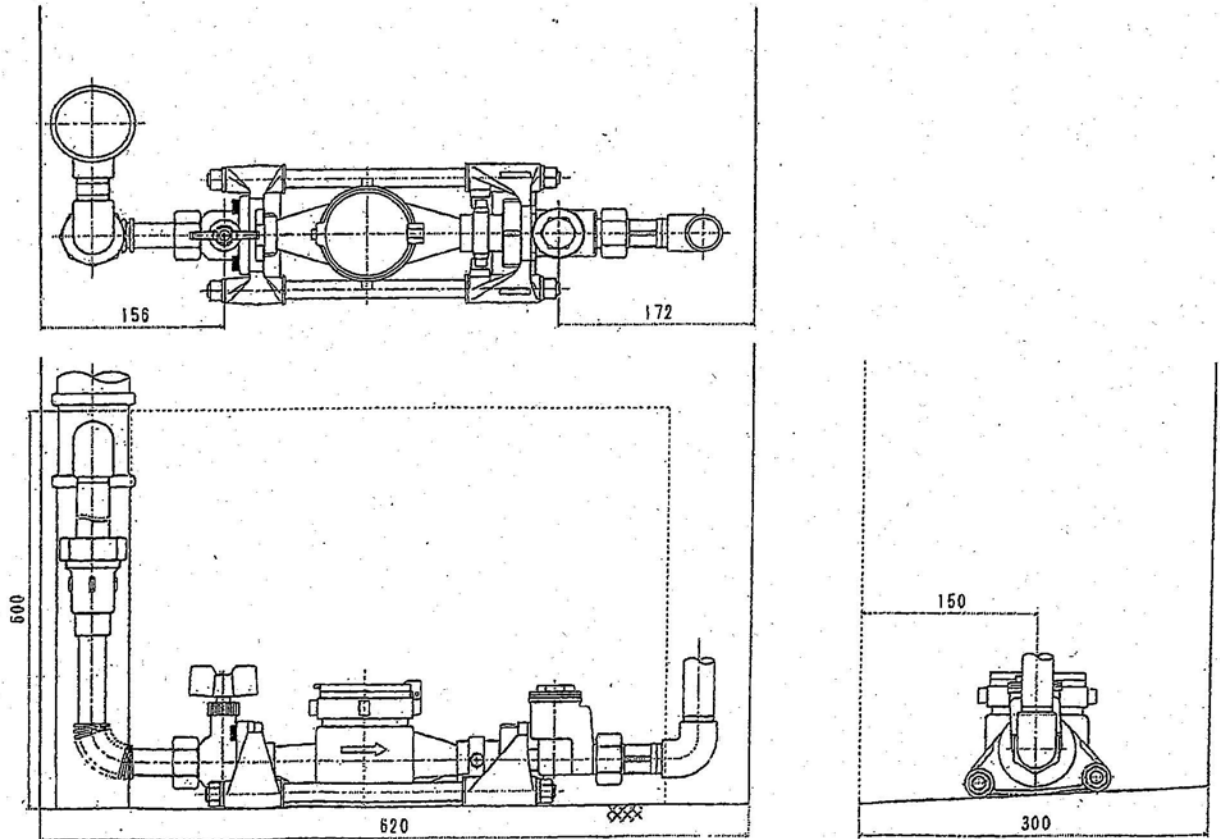


別図第 3 メーター部分拡大図

メーター設置器用自在継手使用例

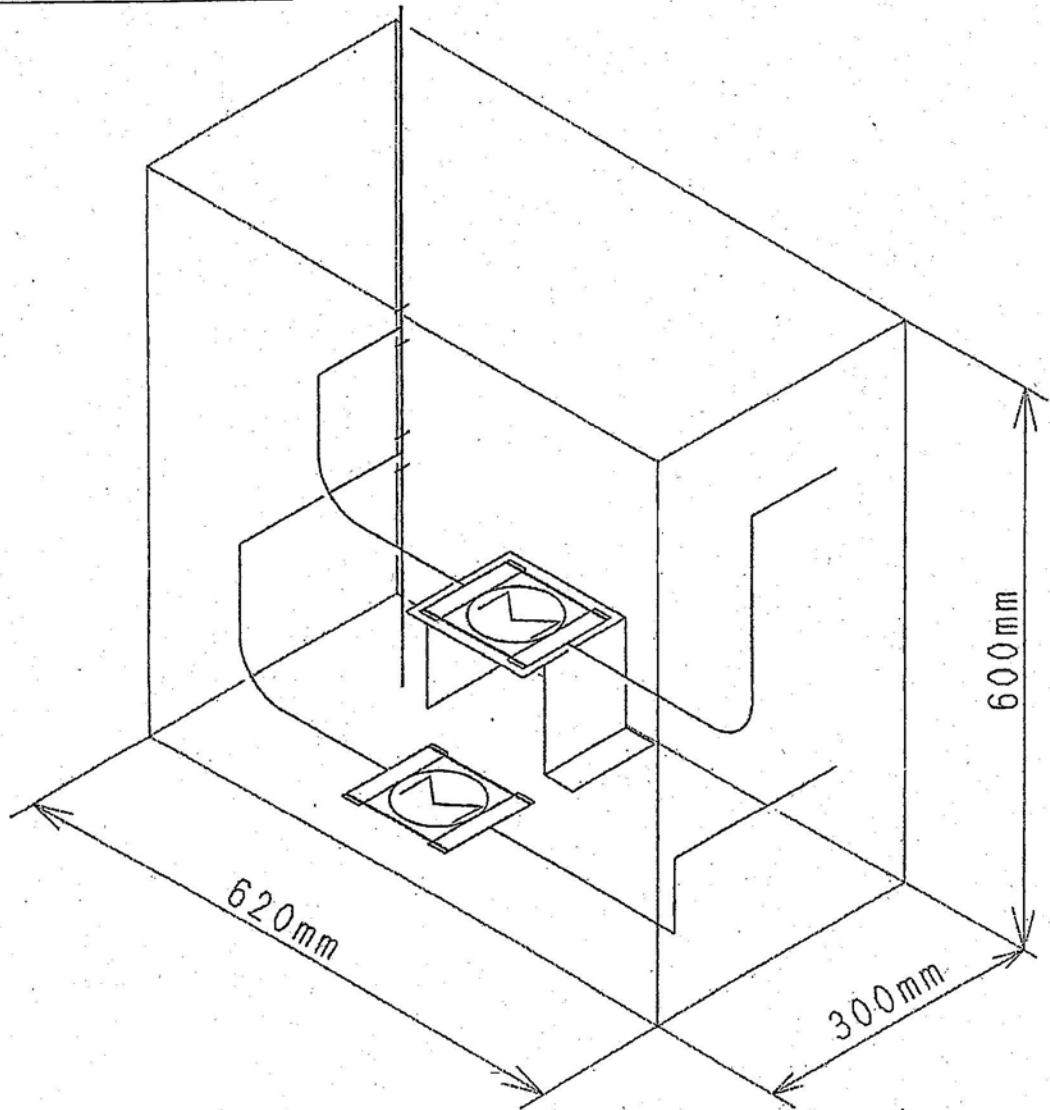


接続用ニップル使用例



別図第 4

メーター部分立体図



別図第5 集中検針水道メーター配線図

